

ベトナムにおけるFVC構築 茨城県の貢献可能性

平成26年11月27日
GFVC推進官民協議会第2回アセアン部会

茨城県国際課
課長 清瀬 一浩

目次

- (1) ベトナムと茨城県の交流状況**
- (2) 茨城県訪問団訪越プログラム**
- (3) ベトナムへの農業技術協力の全体像**
- (4) JICA草の根技術協力スキームによる農業技術協力**
- (5) 日越農業協力対話における検討と茨城県の取組との関係**
- (6) 今後のご協力についてのお願い**

ベトナムと茨城県の交流状況

- | | |
|------------------|--|
| 平成26年3月 | <ul style="list-style-type: none">・ サン国家主席来県（※国賓訪問のプログラムの一環）。（閣僚、各省人民委員長同行）・ 農業農村開発省と農業技術協力に関する覚書を交換。 |
| 平成26年5月 | <ul style="list-style-type: none">・ 労働傷病兵社会問題省（MOLISA）副大臣来県。・ JA茨城県中央会とMOLISAとの間で、農業技能実習生派遣に関する協定を締結。 |
| 平成26年8月 | <ul style="list-style-type: none">・ 科学技術省副大臣来県。 |
| 平成26年9月 | <ul style="list-style-type: none">・ ベトナム投資セミナー開催。 |
| 平成26年10月 | <ul style="list-style-type: none">・ 知事をはじめとする茨城県訪問団の訪越（含むJETRO投資視察ミッション等）。・ ハナム省人民委員長来県。・ カマウ省人民委員長来県。 |
| 平成26年12月
（予定） | <ul style="list-style-type: none">・ 計画投資省副大臣、西南部指導委員会、メコンデルタ9省来県。ベトナム農業投資セミナー開催。・ 常陽銀行と外国投資庁との間で、経済交流に関する覚書を交換。 |

茨城県訪問団訪越プログラム（１）

1 訪問のねらい

- （１）農業分野の協力促進
- （２）本県商工業の海外展開促進
- （３）労働分野での意見交換
- （４）ベトナムとの友好交流の促進等

2 訪問団の規模：約80名。

県（知事ほか）、県議会、市町村長、農業団体、経済団体、福祉・医療団体、食品輸出関係者、日本ベトナム友好協会茨城県連合会等

※同時期に「ジェトロ・ベトナム投資環境視察ミッション」（県内企業等約20人）が訪越。合計して約100名。

3 成果

- ・ベトナムと茨城県の友好・協力関係の発展を確認。
- ・農業技術協力の実施可能性に対する理解を深化。
- ・ベトナムへの本県企業進出を促進（※帰国後、ジェトロミッション参加企業がハナム省への進出を決定）。
- ・「常陸牛」のベトナムへの輸出開始。

茨城県訪問団訪越プログラム（２）

４ 日程：平成26年10月5日（日）～10日（金）（６日間）

5日（日）	ハノイ着、現地メディアとの会見 農業農村開発大臣主催歓迎夕食会
6日（月）	農業農村開発大臣、計画投資大臣、労働傷病兵社会問題省副大臣との会談 サン国家主席との会談（約100名）、国家主席主催夕食会（50名）
7日（火）	ナムディン省訪問（人民委員長等との会談、農業地帯視察） 県及びベトナム政府等主催レセプション
8日（水）	ホーチミン市へ移動 現地流通事情（Coopmart、イオンモール）視察 チョーライ病院視察 ホーチミン市人民委員長との会談、歓迎夕食会
9日（木）	ドンタップ省訪問（人民委員長等との会談訪問、農業地帯視察） ティエンザン省人民委員長等との会談
10日（金）	工業団地（サイゴンハイテクパーク）視察 ホーチミン市発

茨城県訪問団訪越プログラム（3）



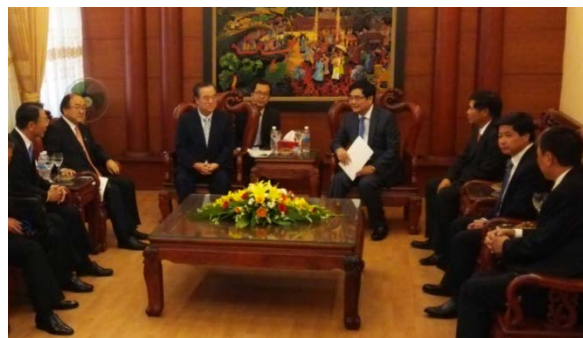
←
サン国家主席と
の会談の様子

レセプションで
の常陸牛の提供
↓



↑
ナムディン省での
野菜生産現場視察

農業農村開発
大臣との会談
↓



茨城県訪問団訪越プログラム（４）

報道ぶり（現地、国内）

※NHK、VTV（ベトナム国営放送）での報道状況を説明

ベトナムへの農業技術協力の全体像

茨城県とベトナム農業農村開発省による、ベトナムの地方自治体と茨城県の農業における協力関係強化に関する覚書

締結日	平成26年3月16日	締結者	茨城県・ベトナム農業農村開発省
協力事項概要	以下の農業分野における包括的協力 ①農産物への最新技術の応用、②ベトナム米の品種改良、食肉生産、③機械化、④農業技術者の育成支援、⑤農産物の加工・保存の技術支援、⑥ベトナムから日本への技能実習派遣等の育成支援、⑦農業・農村組織の育成強化		

実施方法

○JICA＜草の根技術協力事業＞

実施主体	茨城県	茨城県農業協同組合中央会
協力事項	覚書の④、⑥を除く項目	覚書の④、⑥
項目	越国農業研究員受入	越国への日本人技術者派遣
目的	県農業総合センターで研修機会を提供	現地の農業技術向上支援
対象	越国農業研究者、農業指導者（ハノイ市・ナムディン省）	越国農業従事者
概要	○H27～ 本県の研究内容を紹介する短期研修（2週間5名程度） ○H27～H29 H27の結果を踏まえ越側の関心の高いテーマに絞る（3カ月2名程度）	○H27～H29 日本（茨城県）型農業技術指導

連携

（技能実習生受入のための現地事前指導も実施）

○ベトナム人農業技能実習生受入に関する協定

○ベトナム人農業技能実習生受入に関する協定									
実施主体	茨城県農業協同組合中央会								
協力事項	覚書の④，⑥								
締結日	平成26年5月15日								
締結者	茨城県農業協同組合中央会 ベトナム労働傷病兵社会問題省海外労働管理局								
概要	・ベトナム労働傷病兵社会問題省（ベトナム労働省）による茨城県農業協同組合中央会（ＪＡ）への優良な派遣機関の紹介 ・ＪＡによるベトナム労働省へのＪＡグループ内の実習生受入希望機関の紹介 【当面のベトナム人技能実習生受入れ計画】 <table><tr><td>H27.2</td><td>H28.1</td><td>H28.12</td><td>H29.12</td></tr><tr><td>20人</td><td>45人</td><td>100人</td><td>200人</td></tr></table>	H27.2	H28.1	H28.12	H29.12	20人	45人	100人	200人
H27.2	H28.1	H28.12	H29.12						
20人	45人	100人	200人						

期待される効果

- ・ベトナム国の農業を牽引する人材育成、農業振興、住民の裨益
- ・茨城県の農業振興（農業従事者の高齢化等に伴うマンパワーの確保）、将来的な農産物輸出



JICA草の根技術協力スキームによる農業技術協力

事業の目的：茨城県の特徴を活かした都市近郊型農業について、生産技術や流通販売の取組の習得を通じて、対象地域の農業の発展に寄与する人材（研究者、指導者、農家等）の育成を図る。

対象地域：ハノイ市（近郊含む）およびナムディン省

各活動：

（１）ベトナムの農業研修員の受入れ

- １年目： 茨城県の農業及び試験研究機関の取組に関する理解。
- ２・３年目：研究技術の向上のため県試験研究機関で研修を実施。

（２）ベトナムへの専門家の派遣

- ① 指導者層を対象に茨城県の農業生産や流通事情と効率的な野菜生産技術の優位性等を理解する為のセミナーを実施する。対象は農業技術者や農業者、農業関係企業（技能実習生送出機関含む）等。
- ② 農業者を対象に、土づくり、育苗、施肥、主要品目の栽培技術や安全・安心の取組などの茨城型農業の実態に関する講習会・現地研修会を実施。
- ③ ハノイ市、ナムディン省のモデルサイトにおける葉菜類の高品質安定生産技術の実証支援。
- ④ 対象地域における安心安全な農産物の流通事例を確認し、流通改善に関する提案を行う。

実施期間：平成27年2月～平成29年3月

日越農業協力対話における検討と茨城県の実践との関係

- ・日越農業協力対話の枠組の中で、アセアン部会と連携し、民間投資と経済協力の連携によるフードバリューチェーンの案件形成、中長期ビジョン（モデル地域設定、計画期間5年）の素案作成等を進め、本年12月に開催予定の日越農業協力対話コアメンバー会合で議論。
- ・来年6月頃の日越農業協力対話第2回ハイレベル会合で中長期ビジョンの承認を目指す。

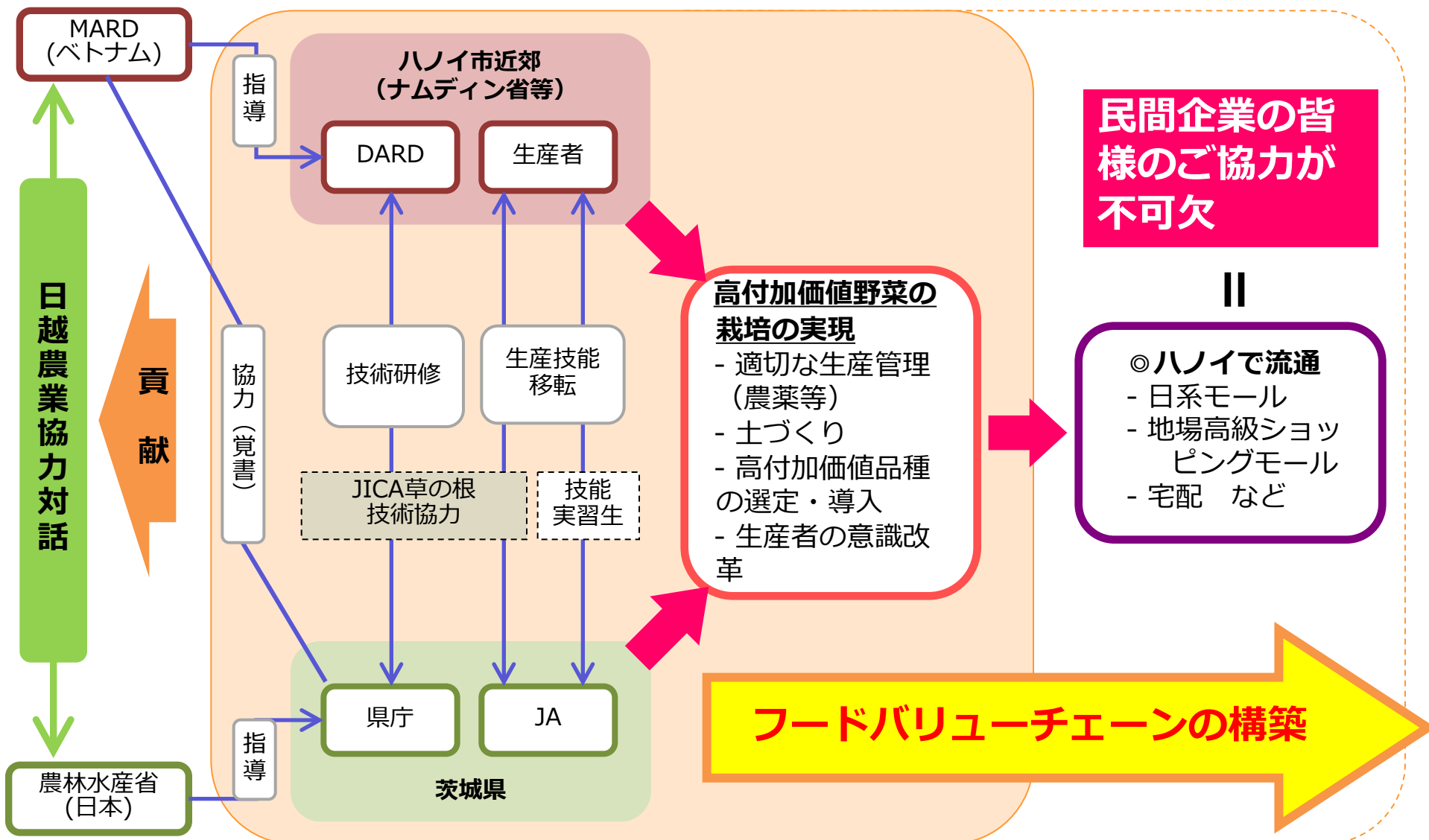
（第2回グローバル・フードバリューチェーン推進官民協議会配布資料より）

課題	モデル地域	取組の概要
（生産） 生産性・付加価値の向上	ゲアン省	○灌漑整備、参加型水管理、農薬・肥料使用適正化、農民組織強化
（加工・製造） 食品加工・商品開発	ラムドン省	○食品加工・観光などを含めた6次産業化の促進
（流通、消費） 流通改善・コールドチェーン	ハノイ市・ホーチミン市	○消費者ニーズへの対応、鮮度保持 ○民間投資によるコールドチェーン整備
気候変動への配慮	メコンデルタ	○塩水遡上対策、節水栽培等
高度人材の育成	カントー大学等	○農業、環境管理等の人材育成能力強化

（日越農業協力対話第1回ハイレベル会合資料より）

茨城県が行おうとしている取組は、この部分について、貢献できるものと考えております。

今後のご協力についてのお願い



茨城県とベトナム農業農村開発省による、ベトナムの地方自治体と茨城県の農業における協力関係強化に関する覚書

ベトナム農業農村開発省と茨城県は、以下“双方”と言い、個々を“一方”と呼ぶ。

ベトナムと日本の間の地方自治体レベルの農業分野における協力関係の強化は、両国の友好を促進すると考える。平等と相互利益の原則に基づき地方自治体レベルにおける農業分野の協力関係をさらに促進するために、両者は以下の事項について誠意を持って努力することを確認した。

- 1 双方は平等と相互尊重の原則に基づき、国内法規定に従い、並びに本覚書について十分考慮し、農業分野における茨城県とベトナムの地方自治体の協力関係を促進・強化する。
- 2 双方は、次の農業分野における協力を努めるものとする。
 - 米、野菜、その他の農産物を中心に、最新技術の応用のための取り組み
 - ベトナムにおける在来米の品種改良、牛・豚、鶏肉、魚肉などの食肉生産
 - 科学的、技術的な進歩の迅速な応用や農業生産における機械化
 - 高度な農業技術者の育成支援
 - 米、野菜、水産物等の農産物の加工・保存分野における技術支援
 - ベトナムから日本への技能実習派遣などによる人的資源の育成支援
 - 農業・農村組織の育成強化
- 3 この協力は、以下の形で実施する。
 - 技術者の交換派遣、人的資源の育成
 - セミナーや会議の開催
 - 協力プログラムや共同研究プロジェクトの実施
 - 展示会、経済・貿易フェアの主催
 - 農業分野における投資や経済貿易に関する協力への支援

この覚書に沿って行われる協力的活動のための費用分担は、双方で協議のうえ決定する。

この覚書は、当事者間の書面による同意により変更または補足することができる。

この覚書は、署名をした日から開始されるものとし、両者の同意による終了またはいずれかの当事者が終了を通告して3ヵ月間経った場合を除き、存続する。

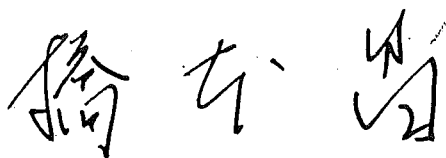
この覚書の期間終了は、この覚書の協力分野のプロジェクトの完了まで影響を与えないものとする。

本覚書に決められていない事項については、両者が協議して、定めるものとする。

2014年3月16日、茨城県水戸市において、日本語、ベトナム語及び英語各2通を作成し、両者は各1通を保管する。いずれの言語も同等の価値を有するものとする。

なお、条文の解釈に相違が生じた場合は、英語を参照するものとする。

日本国茨城県



知事 橋本 昌

ベトナム社会主義共和国
農業農村開発省



大臣 カオ・ドゥック・ファット

茨城県におけるベトナム人農業技能実習生受入に関する協定書

ベトナム労働傷病兵社会省-海外労働管理局（住所：41B Ly Thai To, Hoan Kiem, Ha Noi, Viet Nam; tel:84-4-3829517; fax:84-4-38240122、以下「DOLAB」という）及び茨城県農業協同組合中央会（住所：茨城県水戸市梅香1-1-4; tel: 029-232-2101; fax: 029-232-3040、以下「JA茨城県中央会」という）は、次の通り協定（以下「本協定」という）を締結する。

本協定は、茨城県に派遣されたベトナム人農業技能実習生を通じ、外国人技能実習制度による農業分野の技術、知識、経験の移転を行うことによって、ベトナムにおける産業人材の育成に資するとともに、日本とベトナムにおける人材交流の強化による経済発展及び文化交流、相互理解を促進することを目的とする。

第1条 連携事項

1. 両者は、外国人技能実習制度によるベトナム社会主義共和国への技術移転及び農業技能実習生の健全な育成を行うものとする。
2. 両者は、茨城県へのベトナム人農業技能実習生受入に関して連携し、受入れ促進を図るものとする。

第2条 協力事項

1. DOLAB は、監理団体・実習実施機関に対するベトナム人技能実習生派遣にあたり、JA茨城県中央会に対し、派遣経験を持つ優良な送出し機関を紹介するものとする。
2. JA茨城県中央会は、DOLAB に対し、JAグループ内でベトナム人農業技能実習生受入れを希望する監理団体・実習実施機関を紹介するものとする。
3. DOLAB と JA茨城県中央会は、四半期毎に茨城県におけるベトナム人農業技能実習生受入れ・派遣状況について情報を共有し、JAグループにおけるベトナム人農業技能実習生受入れ・派遣に関し生じた問題の解決に必要な措置を講ずるものとする。
4. 本条の第1項、第2項に定めた事項は、文書あるいは日本又はベトナムで実施するセミナーにおいて行う。

第3条 費用

本協定内容の実施に必要な費用については、DOLAB と JA茨城県中央会が協議の上決定する。

第4条 有効期限

本協定書は、締結の日から発効し、有効期間は1年間とする。ただし、協定の有効期間満了の日の3ヶ月前までに両者のいずれからも申し出がないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

第5条 協議

本協定書に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた事項については、両者は誠実に協議のうえ、決定する。

本協定の締結を証するため、協定書の正文として、日本語文及びベトナム語文により各2通を作成し、署名するとともに、両者はそれぞれ各1通を保有する。

2014年5月15日



海外労働管理局(DOLAB)

局長 NGUYEN NGOC QUYNH

茨城県農業協同組合中央会 (JA茨城県中央会)

加倉井 豊邦

会長 加倉井 豊邦

メコンデルタ農業投資促進セミナーのご案内

茨城県では、本年３月にベトナム農業農村開発省と農業分野の覚書を締結するなど、ベトナムとの協力関係強化を推進しています。

このたび、ベトナム計画投資省、ジェトロ茨城及び常陽銀行との共催により、ベトナム有数の農業地帯である、メコンデルタ地帯への農業関係投資に係る標記セミナーを開催することとしましたのでご案内いたします。

当日は、ベトナム政府、ジェトロや現地進出企業から、成長著しいベトナムについて具体的な現地事情の情報を得られる貴重な機会となりますので、下記により奮ってご参加くださいますようお願いいたします。

記

- 主催 ベトナム計画投資省
(共催：茨城県、ジェトロ茨城、常陽銀行、茨城県中小企業振興公社)
- 日時 平成２６年１２月４日（木）〔参加費〕 無料
(受 付) １４：００～１４：４０（覚書調印式※） １４：４０～１４：５０
(セミナー) １５：００～１７：００
※常陽銀行とベトナム外国投資庁の業務協力に係る覚書調印式を併せて開催
- 場所 市町村会館１階講堂（水戸市笠原町９７８－２６（茨城県庁北側、地図別紙））
※市町村会館には駐車できませんので、県庁駐車場（無料）をご利用ください。
- 内容（逐次通訳）

時間	内容	講演者等
14:00～14:40	受付	
14:40～14:50	常陽銀行とベトナム外国投資庁の覚書調印式	常陽銀行頭取、外国投資庁副長官等
15:00～15:10	セミナー開始（知事あいさつ）	橋本知事
15:10～15:20	計画投資副大臣あいさつ	トゥ副大臣
15:20～15:40	講演「ベトナムの投資環境」	外国投資庁副長官
15:40～16:00	講演「メコンデルタ農業の投資潜在力」	西南部指導委員会副委員長
16:00～16:05	（休憩）	
16:05～16:25	講演「メコンデルタへの日本企業進出のポイント」	ジェトロ・ホーチミン事務所長
16:25～16:50	メコンデルタ進出事例発表	エースコック株式会社海外事業部長
16:50～17:00	質疑応答	

- お申し込み方法等
平成２６年１２月２日（火）までに別紙申込書の内容をＦＡＸ又はＥメールにより茨城県国際課あて送付願います。

＜お申し込み・お問い合わせ先＞

茨城県国際課国際戦略グループ 担当 真木、小林、綿引

ＴＥＬ ０２９－３０１－２８５７ ＦＡＸ ０２９－３０１－１３７５

Ｅメール kokuko@pref.ibaraki.lg.jp

(別紙) 茨城県国際課 国際戦略グループ あて FAX 029-301-1375

メコンデルタ農業投資促進セミナー申込書

所属

申込担当者職氏名

TEL

FAX

Eメール

所属	職名	氏名	備考

(参考) 会場周辺図

